

Ⅶ 緩やかながらも進展している土地集積

1 活発な10ha以上層での土地集積

土地集積が耕地規模とどのように関わっているかを、純集積率によって概観する。

ア まず、本県の農地の移動は、1haを分岐点としてそれ以上の階層では流入超過、つまり農地が集積されており、それ以下の階層は農地の出し手となっている。

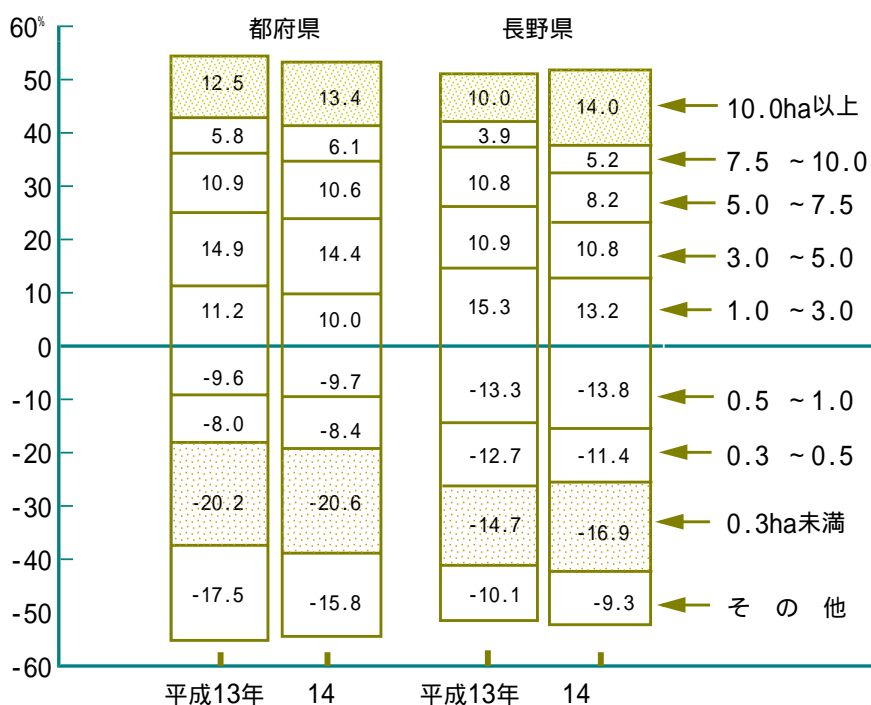
イ これを平成14年についてみると、純集積率が最も高いのは10.0ha以上層の14.0%である。次いで、1.0～3.0ha層の13.2%となっている。ただし、動態的にみると、7.5～10.0ha層及び10.0ha以上層において純集積率の水準が引き続き高まっている。

- 出し手は零細層ほど大きい -

ウ 一方、農地の出し手については、0.3ha未満層が最も多く、その集積率はマイナス16.9%となっている。しかも、その水準は前年よりも高まっている。傾向的には都府県についても同様である。

仮に総移動面積が大きくても、小規模層にも広く薄く分散するようであれば、農地流動化の効果は小さくなってしまう。この農地流動化は、農地純収益、兼業化等の経済条件、高齢化、あとつぎ等営農主体の継承の観点からも掘り下げておく必要がある。

図19 純集積率からみた農地流動化の特徴



資料：「農地の移動と転用」

(注) 1 純集積率 = (流入面積 - 流出面積) ÷ 総移動面積 × 100

2 データ：農業経営基盤強化促進法による権利移動（賃借権設定）面積。

2 農地の流動化都府県並み

(1) 本県の農地流動化率は1.9%

農地流動化を阻む要因は、農地の購入対価に見合う農業収益の確保が難しくなっていることや農業担い手の高齢化、減少等にある。

このような基本的な問題がある下でも、本県の流動化面積は2,212haに及んでおり、耕地に対するその割合は1.9%となっている。その水準は、都府県の1.7%をわずかながらも上回るものである。

(2) 利用権設定期間は3～6年が6割

農地流動化面積を売買、貸借の相対関係からみると、売買はわずか3%台で残りの97%は貸借である。これは、「基盤強化法」により貸借の環境が整備されたこと等を反映したものであるが、その貸借期間は、3～6年の契約が最も多く6割に及んでいる。

この期間設定の理由は分からないが、出し手側は、「借り手の要望によるもの」とするものが27.8%、次が「高齢化」19.8%、「兼業化」15.0%等としている。

借り手の経営安定化を考えれば、契約期間は更に長くなるものと判断される。

表23 農地流動化率・利用権設定率

単位：ha，%

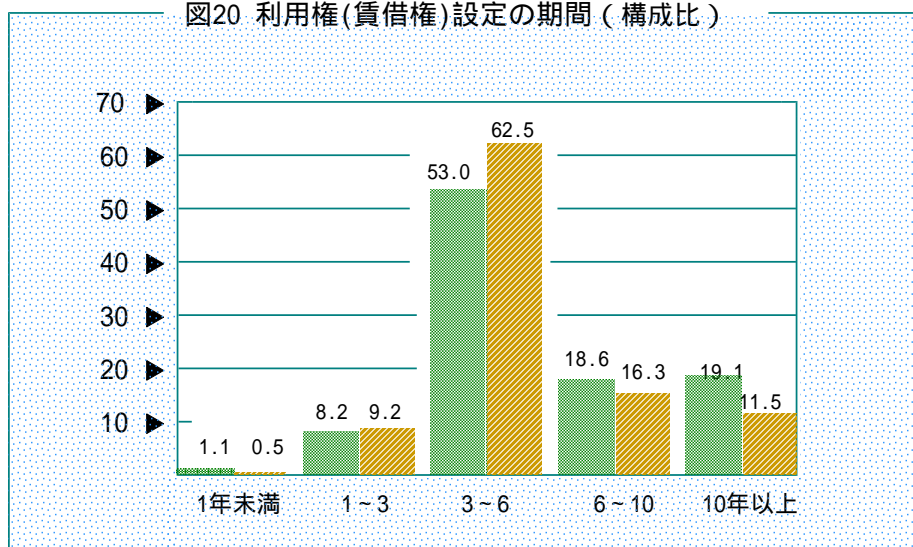
	農地流動化率			利用権設定率	
	耕地面積	流動化面積	流動化率	賃借権設定面積	利用権設定率
都府県	3,613,000	62,111.5	1.7	57,733.4	1.6
長野県	116,900	2,211.9	1.9	2,136.0	1.8

資料：「耕地及び作付面積統計」、「農地の移動と転用」

(注) 1 農地流動化率 = (自作地有償所有権移転面積 + 賃借権設定面積) ÷ 耕地面積

2 利用権設定率 = 賃借権設定面積 ÷ 耕地面積

図20 利用権(賃借権)設定の期間(構成比)



資料：「農地の移動と転用」